

## 泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」着ぐるみ貸出要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （貸出し対象者等）

第2条 貸出しの対象者は、泉大津市に活動の拠点を置く各種団体、学校その他市長が適当と認めたものとする。

### （貸出しの申請）

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」着ぐるみ貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、承認を受けるものとする。

### （貸出しの承認及び通知）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 泉大津市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするおそれがあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用するおそれがあると認められる場合
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあると認められる場合
- (6) その他市長が不適切であると判断した場合

2 前項の承認は、泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」着ぐるみ貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により希望者に通知するものとする。

### （貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、前条第2項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の記載どおり使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ待避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (5) 水気及び火気並びに危険物の付近で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (9) 着ぐるみの使用後は、きれいな濡れタオルを固く絞り、やさしく汚れ等を落とし、陰干しにより乾燥させること。又、必要に応じて、消臭スプレー等で消臭すること。
- (10) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が前条に規定する事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しない。

2 市長は、前項に基づく処分により、使用者に損害が生じ、又は使用者が他人に損害を与えた場合でもその責めを負わない。

(紛失、汚損等)

第9条 使用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、使用者の責任と負担により、市長が示す方法により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、使用者が実費弁償をしなければならない。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者

に与えた損害に対しては、市長は一切の賠償の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。